(b) 免許申請に関する決定を行うために通常必要とされる期間
(c) 免許の一般的な条件
2　締約国は、決定を行った後不当に遅滞することなく、申請者に対して申請の結果を通知する。
3　締約国は、要請があった場合には、申請者又は免許保有者が次の事項に関する理由を提供されることを確保する。
(a) 免許の付与の拒否
(b) 免許への提供者別の条件の賦課
(c) 免許の更新の拒否
(d) 免許の取消し

第十五条　希少な資源の分配及び利用

1　各締約国は、電気通信に関連する希少な資源（周波数及び番号を含む。）の分配及び利用に係る手続を客観的な、透明性がある、及び差別的でない態様で適時に運用する。

スペクトル

2　各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を提供することは、要求されない。

3　各締約国は、分配された周波数を管理する締約国の措置は、それ自体では、第八・五条（市場アクセス）の規定に反するものではない。このため、各締約国は、スペクトル及び周波数の管理に関する政策であって、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者の数を制限する効果を有し得るものを定め、及び適用する権利を留保する。ただし、各締約国が当該権利を第八章（サービスの貿易）の他の規定に適合する態様で行使することを条件とする。当該権利には、その時点及び将来における必要性並びにスペクトルの利用可能性を考慮して周波数帯を分配することができることを含む。

4　各締約国は、商業用電気通信サービスにスペクトルの分配を行う場合には、開かれた、かつ、透明性がある手続であって公共の利益（競争の促進を含む。）を考慮したものによるよう努める。各締約国は、適当な場合には、地上の商業用電気通信サービスへのスペクトルの割当てについて、一般的に市場に基づく取組方法によるよう努める。この点に関し、各締約国は、商業用のスペクトルを割り当てるため、適当な場合には、オークション、管理インセンティブ料金設定、免許を必要としない使用等の仕組みを用いることができる。

番号

5　各締約国は、自国の領域において設立された他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が、差別的でない態様で電話番号の利用を認められることを確保する。

第十六条　透明性

1　各締約国は、自国の電気通信規制機関が法令案に対する意見を募集する場合には、当該電気通信規制機関が、自国の領域において活動する他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの関連する提供者に対し、意見を提出する機会を提供することを確保するよう努める。

2　各締約国は、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスへのアクセス及びこれらの利用に影響を及ぼす条件に関する情報が公に利用可能であることを確保する。当該情報には、次の事項を含む。
(a) 料金その他のサービスの条件
(b) 公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスとの技術的インタフェースの仕様
(c) 当該アクセス及び当該利用に影響を及ぼす標準の作成及び採用について責任を有する機関に関する情報
(d) 端末その他の機器を接続するための条件
(e) 該当する場合には、届出又は免許の要件

第十七条　国際機関との関係

締約国は、電気通信ネットワーク及び電気通信サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための国際的な標準が重要であることを認識し、並びに関係国際機関（国際電気通信連合及び国際標準化機構を含む。）の作業を通じて当該標準を推進することを約束する。

第十八条　国際的な海底ケーブルシステム

締約国は、自国の領域内の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が国際的な海底ケーブルシステムを公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスとして運用することを認めている場合には、当該提供者が、他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に対し、当該国際的な海底ケーブルシステムへのアクセスについて、合理的な、かつ、差別的でない待遇を与えることを確保する。（注1、注2、注3）

注1　締約国は、国際的な海底ケーブルシステムへのアクセスが提供される地点を決定することができる。

注2　この条の規定は、締約国が、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に対し、関連する措置（免許の要件を含む。）を遵守することを要求することを妨げるものではない。ただし、当該措置がこの条の規定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いられないことを条件とする。

注3　ベトナムに関し、
(i) この条の規定は、同国の領域内の国際的な海底ケーブルの陸揚局についてのみ適用する。
(ii) この条の規定は、国際的な海底ケーブルシステム（同国の領域内の陸揚局を含む。）を所有し、管理し、又は運営する主要なサービス提供者についてのみ適用する。
(iii) 同国の領域内の主要なサービス提供者が所有し、管理し、又は運営する国際的な海底ケーブルの陸揚局に対するコロケーションについては、物理的コロケーションを除外する。
(iv) この条の規定は、同国が、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に対し、関連する措置（免許の要件を含む。）を遵守することを要求することを妨げるものではない。ただし、当該措置が国際的な海底ケーブルシステムへのアクセスを妨げるための手段として用いられないことを条件とする。

第十九条　ネットワーク構成要素の細分化

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、細分化された形で、並びに合理的な、差別的でない、及び透明性がある条件で、公衆電気通信サービスを提供するためのネットワーク構成要素へのアクセスを提供することを確保するよう努める。締約国は、自国の法令に従い、自国の領域において利用可能なものとすることが義務付けられるネットワーク構成要素及び当該ネットワーク構成要素を利用することができる提供者を決定することができる。（注）

注　締約国は、第三条（規制への取組方法）の規定に従い、この条の規定に基づく自国の義務を実施する方法を決定することができる。

第二十条　柱、管路及びとう道へのアクセス

1　各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、自国の領域内の他の締約国の公衆電気通信サービスの提供者に対し、技術的な実行可能性に従い、合理的な、差別的でない、及び透明性がある条件及び料金で適時に、当該主要なサービス提供者が所有し、又は管理する柱、管路、とう道その他の自国が決定する構造物へのアクセスを提供することを確保するよう努める。

2　締約国は、1の規定に従って自国の領域内の主要なサービス提供者に対してアクセスを提供することを要求する柱、管路、とう道その他の構造物を自国の法令に従って決定することができる。当該締約国は、その決定を行う場合には、当該アクセスが提供されないことによる競争への影響、競合するサービスの提供において当該構造物が経済的又は技術的に実行可能な態様で代替されることができるかどうか等の要素その他の特定の公共の利益の要素を考慮する。

第二十一条　技術の選択における柔軟性

1　締約国は、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が、自己のサービスを提供するために利用する技術を選択する柔軟性を有することを妨げてはならない。

2　1の規定にかかわらず、締約国は、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が自己のサービスを提供するために利用することができる技術を限定する措置を適用することができる。ただし、当該措置が、公共政策の正当な目的を達成するためのものであり、かつ、貿易に対する不必要な障害をもたらすような態様で作成されず、採用されず、及び適用されないことを条件とする。

第二十二条　国際移動端末ローミング

1　締約国は、締約国間の貿易の拡大の促進を助長し、及び消費者の福祉を向上させ得る国際移動端末ローミング・サービスの料金が、透明性があり、かつ、合理的なものとなることを促進することについて、協力するよう努める。